

お知らせ

違反車両ゼロの道路に向けて！

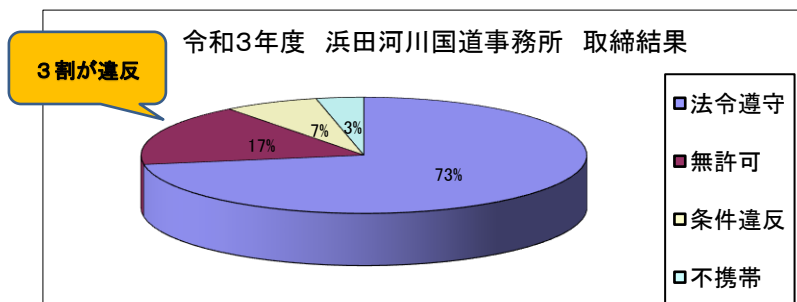
～【第1回】一般国道9号で特殊車両の指導取締を実施します～

国土交通省浜田河川国道事務所では、特殊車両の適正な運行がなされるよう、島根県警察と協力し、継続的に特殊車両の指導取締を実施しています。

つきましては、違反車両撲滅を目指し、今年度第1回目の指導取締を以下のとおり実施しますのでお知らせします。

- 日 時： 令和4年6月7日（火）13：30～15：30
※ 雨天等により取締を中止する場合があります。
- 場 所： 一般国道9号（下り）^{はまだしひなしちょう}浜田市日脚町地内（別紙－1参照）
- 協 力 機 関： 島根県警察 浜田警察署
- 指導取締内容： 通行許可書の有無、内容確認及び車両計測等を行い、違反があれば、警告等の指導を行います。
- 留 意 事 項： 報道解禁は、指導取締終了時刻の15時30分とします。
※ 取材される際は、事前に下記問い合わせ先（取締担当）へご連絡をお願いします。
※ 指導取締を行っている時のカメラ撮影は可能です。

令和3年度指導取締状況及び結果（別紙－2参照）



※特殊車両通行許可制度については別紙－3をご参照ください。

実施路線	取締場所		取締台数	違反台数
国道9号	^{はまだしひなしちょう} 浜田市日脚町、 ^{はまだしくしろちょう} 浜田市久代町 ^{はまだしみすみちょう} 浜田市三隅町	累計（8回）	29台	8台

問い合わせ先： 国土交通省 中国地方整備局 浜田河川国道事務所

副 所 長 ^{せいけ たかゆき}清家 貴之
 （取締担当） 道路管理課 建設専門官 ^{はら こういちろう}原 幸一郎
 （広報担当） 調査設計課長 ^{はなだ けんじ}花田 憲治
 TEL 0855-22-2480（代表）
 URL <http://www.cgr.mlit.go.jp/hamada/>

1) 取締り箇所位置図



2) 取締り箇所詳細図



出典: 国土地理院「地理院地図(電子国土Web)」

加工: 浜田河川国道事務所

※令和3年度指導取締状況及び結果

■令和3年度の指導取締結果

実施日	取締台数	違反台数	違反内訳				備考
			無許可	車両諸元	経路違反	許可証不携帯	
令和3年6月3日	2台	0台	0台	0台	0台	0台	はまだし ひなしちょう 浜田市日脚町
令和3年6月24日	6台	2台	2台	0台	0台	0台	はまだし みすみちょう 浜田市三隅町
令和3年7月14日	6台	1台	1台	0台	0台	0台	はまだし くしろちょう 浜田市久代町
令和3年9月8日	2台	0台	0台	0台	0台	0台	はまだし ひなしちょう 浜田市日脚町
令和3年10月5日	4台	2台	1台	1台	0台	0台	はまだし くしろちょう 浜田市久代町
令和3年10月29日	3台	1台	1台	0台	0台	0台	はまだし ひなしちょう 浜田市日脚町
令和3年11月19日	6台	2台	0台	1台	0台	1台	はまだし みすみちょう 浜田市三隅町
令和3年12月2日	0台	0台	0台	0台	0台	0台	はまだし ひなしちょう 浜田市日脚町
合計	29台	8台	5台	2台	0台	1台	

■指導取締実施状況

島根県警により取締箇所へ該当車両引込



車両重量計測・寸法計測(幅)



通行許可証の提示要請・目的地等の聴取



車両寸法計測(長さ)



車両寸法計測(高さ)



通行許可証の確認



※ 上記は浜田市日脚町での取締状況です

※掲載の車両写真は取締の状況写真であり、違反の車両ではありません。

違反車両には警告書を発出

警告書 令和 / 年 6 月 11 日

違反車両には警告書を発出

重大な違反には減載・走行中止等措置命令書発出

措置命令書 平成30年 3 月 / 日

違反日時 令和 / 年 6 月 11 日 15 時 18 分

違反場所 浜田市日脚町

違反内容 無許可

違反条項 道路法 第 47 条 第 2 項

その他

違反日時 平成30年 3 月 / 日 15 時 46 分

違反場所 岡山県 岡山市北区

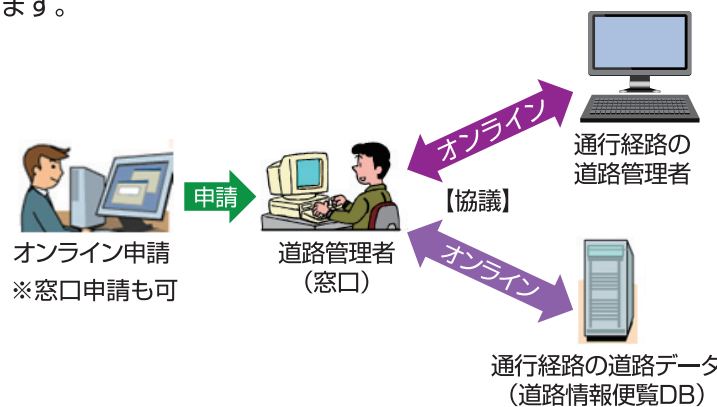
違反内容 通行条件違反(通行時間違反)

違反条項 道路法 第 47 条 第 2 項

その他

「特殊車両通行許可」申請と許可

- 車両を通行させようとする者(荷主、運送事業者等)またはその代理人(行政書士等)が申請できます。
- 道路管理者(国・地方自治体・高速道路機構等)は、申請された車両の大きさ・重さ等に関して「技術的・物理的な観点」から申請された経路を通行可能か否かの判断(審査)を行います。
- 複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者(例えば国道事務所)で一括して手続き(他の道路管理者と協議を含む。)を行っています。
- 申請内容を迅速に審査するためにもオンラインでの申請をお願いします。また、国土交通省へのオンライン申請であれば、24時間全国の窓口申請することができ、申請書の提出及び許可証の交付のために窓口に出向く必要はありませんので大変便利です。



【ポイント】

- 道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要。
※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。
- 許可期間は車両や貨物の大きさ、重さにより最長2年。
※一定の要件を満たす優良事業者の車両については最長4年。
- 申請に関する詳細は下記の「特殊車両関係サイト」をご参照ください。

荷主の皆様へ… トラック運送事業者の違反走行に
荷主の関与が判明すると荷主名が公表されます！

荷主の関与

違反走行

荷主勧告
荷主名及び
事案の概要を
公表

詳しくは、国土交通省のHP (http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000007.html) をご参照ください。

中国地方整備局【特殊車両通行許可制度及び申請に関する問合せ】

機 関 名	住 所	電 話 番 号
松江国道事務所 管理第一課	〒690-0017 松江市西津田2丁目6番28号	TEL 0852-26-2131
広島国道事務所 管理第一課	〒734-0022 広島市南区東雲2丁目13番28号	TEL 082-281-4131

特殊車両関係サイト

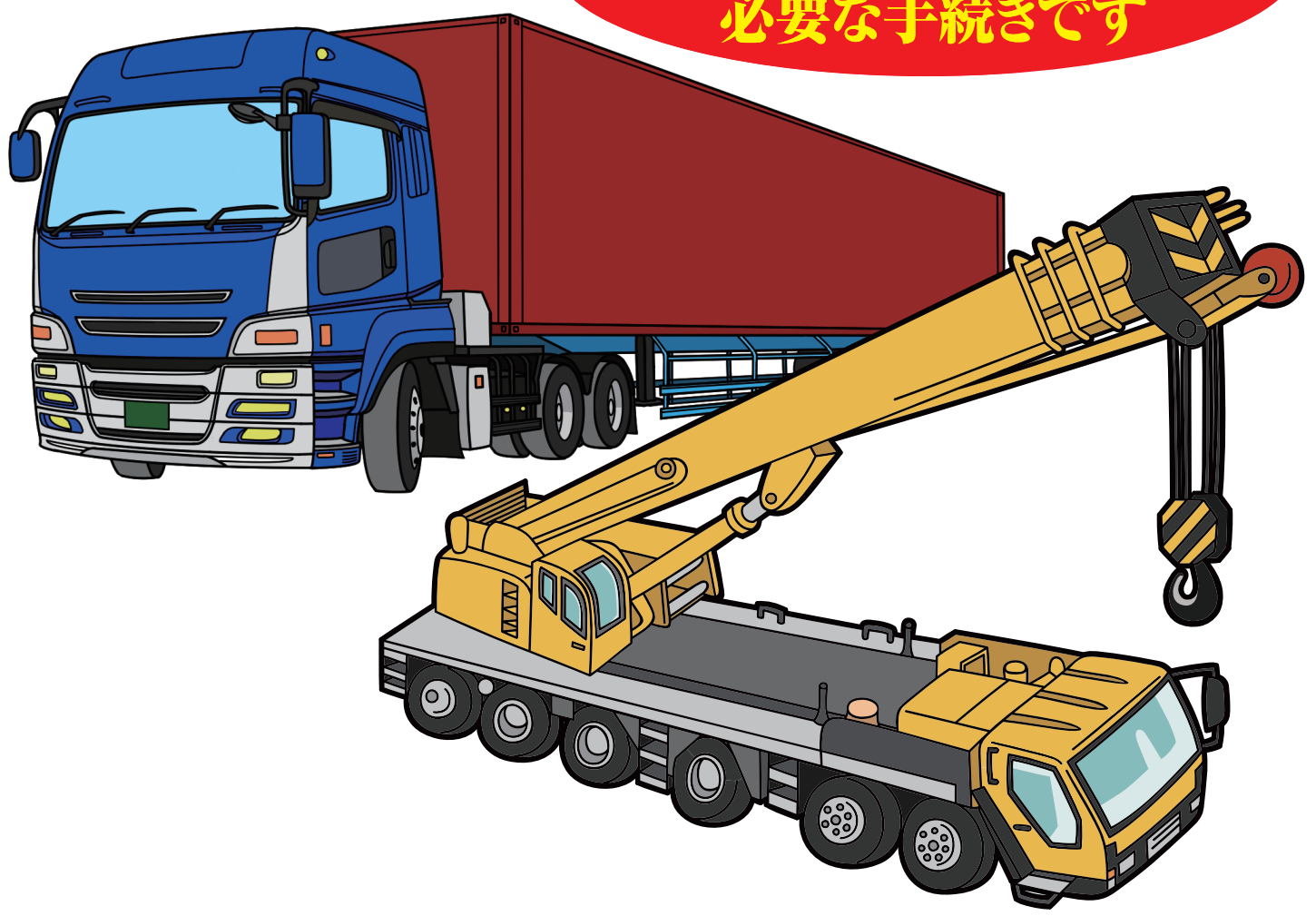
特殊車両通行許可オンライン申請システム http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/index.html		全国の申請窓口一覧 http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000012.html	
特殊車両に係る通行規制情報 http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/kisei/index.html		特殊車両通行ハンドブック https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei00000088.html	

荷主・運送関係の皆様へ

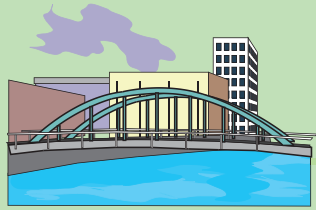
特殊車両が走るには
許可が必要です！

特殊車両通行許可制度

ご存知ですか？
道路法に基づき定められた
必要な手続きです



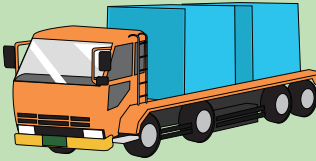
特殊車両の通行による道路への影響



道路 国民の財産として大切に使うもの

【道路法・道路構造令】

- 道路の大きさ、強度は一定の基準で造られています。
- 基準は時代とともに改定されており、古い橋等では補修が必要になっているものもあります。



車両 社会・経済活動に必要不可欠なもの

【道路運送車両法・道路運送車両の保安基準】

- 大きさ・重さは本来、道路の基準と整合させています。
- しかし、その基準を超える自動車も一定の要件を満たせば自動車として認められます。

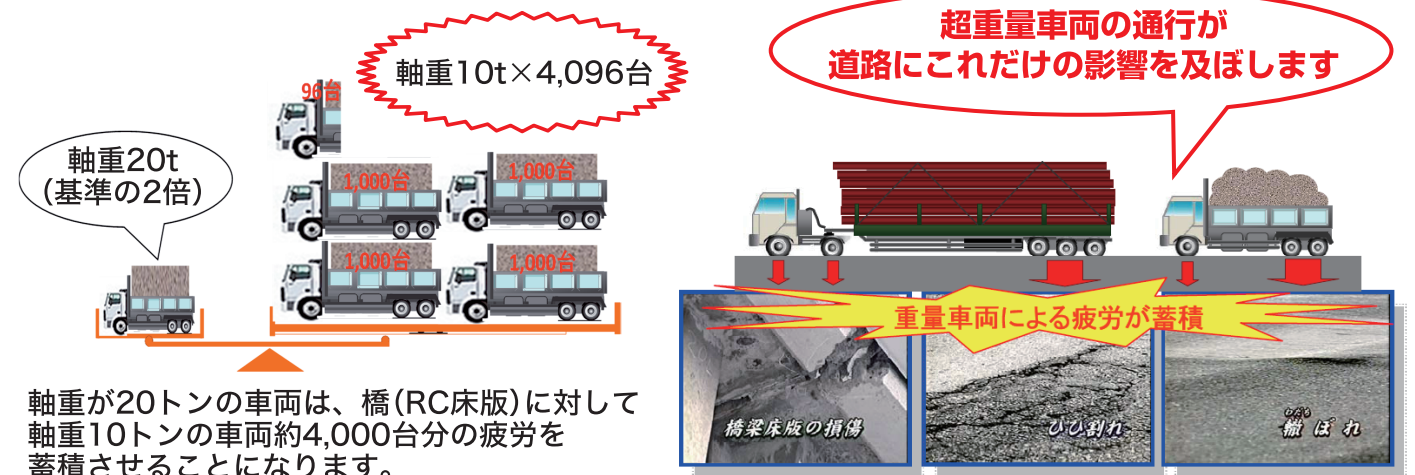
道路の規格を超える車両が存在する

道路と車両との間に調和をもたせるために「特殊車両通行許可制度(※)」があります。

※一定の基準を超える大きさの車両の通行にあたって、道路構造の保全又は交通の危険防止のために必要な条件を附して許可

超重量車両が及ぼす影響

車両の重量による道路構造物の疲労に及ぼす影響は、それぞれ、舗装で4乗、橋(RC床版)で12乗といわれています。



軸重が20トンの車両は、橋(RC床版)に対して軸重10トンの車両約4,000台分の疲労を蓄積させることになります。

「特殊車両」に該当する車両

車両の大きさ、重さは、関係する法律等で下表のように決められています。

	道路の構造による限度 (道路法 車両制限令)	(参考)自動車の保安上の基準 (道路運送車両法 保安基準)	(参考)交通安全上の基準 (道路交通法 施行令)
長さ	走行(連結・積載)状態で12m(※) (トレーラ等連結車はほとんどがこれを超えます)	自動車単体で12m ※「単体」なので、トラクタとトレーラは別扱いとなります。 (それぞれが12mまで)	規定なし ただし、他の車両を牽引する場合は25m
幅	積載状態で2.5m	自動車単体で2.5m	規定なし ただし荷物のみ出しは不可
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)	自動車単体で3.8m	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t(※) (一部道路では最大25t)	原則20t ただし自動車の構造に応じて最大25t	規定なし ただし車検証の積載量を 超えて積載してはならない (過積載)
軸重	積載状態で最大10t	最大10t	規定なし
最小回転半径	12.0m	12.0m	規定なし

↑ どれか1つでも越える車両は、「特殊車両通行許可」が必要になります。

(※)車種や道路種別により特例があります。

「特殊車両通行許可制度」とは

道路法第47条第1項

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両(人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあってはその状態におけるものを行い、他の車両を牽引している場合にあっては当該牽引されている車両を含む。)の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は政令で定める。

道路法第47条第2項

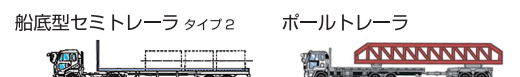
車両でその幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が前項の政令で定める最高限度をこえるものは、道路を通行させてはならない。

道路法第47条の2第1項

道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第2項の規定又は同条第3項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間帯について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、同条第1項の政令の定める最高限度又は同条第3項に規定する限度をこえる車両の通行を許可することができる。

代表的な特殊車両

車両の形態を示したものであり必要な軸数、軸距等は運搬する重量によって異なります。



誘導車の適切な配置をお願いします。

カーブや厳しい交差点部などを通過する際に他の交通安全を確保するための誘導処置や橋梁などの構造物の保全などのために誘導車の配置条件を付す場合があります。

●誘導車の配置条件が付される場合

重量に関する場合	車両が重いまたは耐荷力が低い橋梁等で車両を通行させる場合には、橋梁の同一径間内にその車両のみを通行させる必要があり、そのために当該車線上から他の車両を排除し、徐行するために当該車両の後方に誘導車を配置します。
寸法に関する場合	車両の寸法が大きいためまたは道路構造の空間寸法が厳しいために、曲線部の通行の際やトンネル等を通行する際に高さの関係で他の車線にはみだしなければ通行できない等の車両の場合には、交通の危険を防止する観点から、徐行し、かつ当該車両の前方に誘導車を配置します。

誘導車の配置条件が付されたにもかかわらず、誘導車を配置していない場合は通行条件違反となります

『特殊車両の通行に係る誘導等ガイドライン』

誘導車の役割や誘導の方法、特殊車両の通行方法等の基本的な事項を明確化しましたので、誘導車の運転者及び特殊車両の運転者は、あわせてご参照下さい。
【URL】 http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/pdf/yudo_gaidorain.pdf



違反内容 ①無許可 ②許可証不携帯 ③通行条件違反 ④措置命令違反

取締りの方法

■取締基地

道路脇に設置された指導取締基地に車両を引き込み、重量・寸法を計測し、法令違反者には貨物の分割等の重量・寸法の軽減など措置命令や警告を実施。

違反の状況によっては、通行中止の命令をする場合があります

■自動計測装置

走行状態において、基準を超える車両の重量等を自動的に計測。データベースにアクセスして許可の有無等を判定。判定を活用して、違法走行を繰り返す事業者に対しては、指導警告書を送付します。

違反走行を繰り返す事業者に対しては、窓口への呼び出しを行い、是正指導書を手交します

悪質な違反者に対する罰則強化のお知らせ

一般制限値を超える車両の通行には特車通行許可の申請が必要です。

申請手続きを行わないと、100万円以下の罰金が科せられます(道路法第104条第1号)。

さらに、平成27年2月より違反者に対する罰則を強化。

特車レッドカードと称し、基準の2倍以上の車両総重量で走行する違反車両を、現地取締りで確認した場合は即時告発を行います。

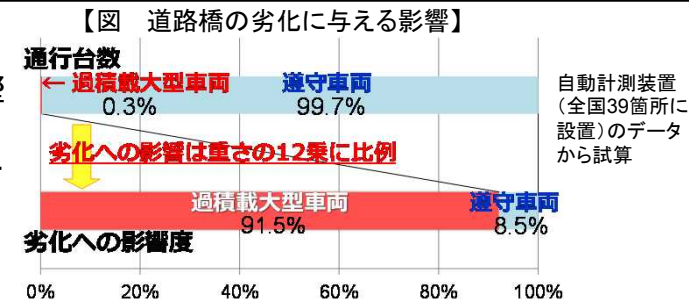
荷主、運送事業者のみならずにおかれましては、コンプライアンスの遵守をお願いします。

(参考)悪質な重量制限違反者への告発(レッドカード)について

背景

0. 3%の重量を違法に超過した大型車両※が道路橋の劣化に与える影響は全交通の約9割を占め、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっている。※車両総重量20tを超える違反車両

⇒ 軸重20トン車が道路橋に与える影響は、軸重10トン車の約4,000台に相当



基準の2倍以上の重量超過の悪質違反者に厳罰化⇒現地取締りで違反を確認した場合は告発(レッドカード)

告発対象者の条件

○車両総重量の一般的制限値(国管理道路は最大27t)を基準とし、下記に該当する場合には、当該総重量違反の事実をもって告発(レッドカード)の対象とします。(基準については、車両制限令第3条並びに車両の通行の許可の手続き等を定める省令第1条及び第1条の2に掲げる表中のうち該当する総重量による)

◆車両総重量が「基準×2」以上の車両

なお、特車通行許可車両は、「基準×2+(許可総重量-基準)」

○無許可のセミトレーラ連結車(バン型)でのレッドカード例

基準×2=54t

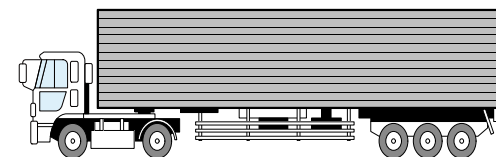
27t

27t

基準=一般的制限値27t(セミトレーラ連結車(バン型)の例)

※ 車両制限令第3条第2項に定める「特例5車種」以外の車両に係る一般的制限値(基準)は、最大25t

レッドカード条件:「総重量54t以上」



※ なお、車両総重量が基準の2倍に達しない場合であっても、車両総重量違反が現認された場合には、積載物の軽減措置、通行の中止等を命ずるとともに、是正指導等が行われることがあります。また、常習的に違反が行われていることが確認された場合にあつては、現行通達に基づいて告発の対象になることがあります。

告発による罰則

○道路法102条(無許可)により、100万円以下の罰金等